

広島市立大学 性の多様性に関する基本理念と基本方針及び対応ガイドライン

第1 基本理念と基本方針

1 基本理念

性に関する在り方や考え方などは、男女二分ではなく多様であり、一人ひとりが固有する SOGIESC*（性的指向・性自認・性表現・身体的性的特徴）は、人権として尊重されなければなりません。

しかし、性の多様性に関する理解が進んでいるとは言えない現状があり、このため、自身の SOGIESC に関し、悩み、あるいは大学を含む社会生活等において困難や苦痛、偏見や差別に直面する方々がいるという現実があります。

この基本認識の下、広島市立大学は、学生・教職員の性の多様性に関する理解を増進し、SOGIESC を理由とする困難や苦痛、偏見や差別のない、すべての構成員が安心して活動できる大学を目指します。

2 基本方針

基本理念に基づき、次を基本方針として取り組みます。

- (1) 研修や啓発などにより性の多様性に関する理解を増進し、SOGIESC を理由とする偏見や差別のない環境づくりを進めます。
- (2) SOGIESC に関する情報をプライバシーとして保護し、慎重に取り扱います。
- (3) SOGIESC に関する困難等を有する方への対応に当たっては、上記のほか、次のように取り組みます。

ア 安心して活動できる環境を確保するため、大学生活全般に関して合理的配慮を図ります。

イ 困難等の解決に向け、本人を中心として、本学の関係者とで十分に話し合います。

ウ 話し合いや対応に当たっては、本人の意思や選択を最優先のものとして尊重します。

* SOGIESC（ソジエスク）

以下の総称（それぞれの頭文字を並べた言葉）。

Sexual Orientation（性的指向）：どのような性を好きになるか、あるいは好きにならないか。

Gender Identity（性自認）：自分がどのような性だと思うか、あるいは思わないか。

Gender Expression（性表現）：性的にどのような振る舞いをし、どのような見かけでありたいか、あるいはありたくないか。

Sex Characteristics（性的特徴）：自分の身体が性的にどのような状態であるか、あるいは状態でないか。

第2 対応ガイドライン

1 学生の皆さんへ

(1) 氏名、性別の情報と管理について

① 氏名の変更

性自認等に基づき通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きを経て使用することができます。相談や手続きの窓口は、教務・学部運営室です。

詳細は、「広島市立大学学生の通称名の使用に関する取扱要領」をご覧ください。

ただし、法令等により戸籍名で証明書等を発行する必要がある場合もあるなど、通称名の使用により不利益も起こり得ます。大学ができる範囲でフォローしますが、通称名と戸籍名との相違に関する説明等は基本的には本人の責任で対応することになります。

また、緊急時や相談が必要な場合などで、大学から保護者（ご家族）へ連絡する際は、通称名を伝えることとなりますので、保護者（ご家族）へ通称名の使用を伝えておくことを推奨します。

② 性別情報の取扱い

本人の意図しない形で性別情報が広められることがないように、慎重に取り扱います。特に、名簿と学務情報システムの性別情報の取り扱いについて、次のように対応します。

ア 名簿

学生に配付・提示する名簿は、原則としてすべてのものについて性別欄を除外して配付・提示します。また、教職員だけの会議等においても、性別情報を含む個人情報については会議等に必要な情報以外は会議資料から除外します。

イ 学務情報システム

学務情報システムにおいて、性別情報を閲覧する権限は、一部の所属の教職員に限定します。

③ 証明書等の性別記載

本学が発行する証明書等のうち、主な証明書等の性別記載の有無は次のとおりです。

＜性別記載のないもの＞

学位記、在学証明書、卒業（修了）証明書、卒業（修了）見込証明書、成績証明書

＜性別記載のあるもの＞

健康診断証明書（性別記載について保健室へ相談できます。）

④ 提出書類における性別情報の記入

本学に提出する諸書類のうち、主な書類の性別情報の記入の有無は以下のとおりです。

＜性別記載のないもの＞

授業料減免申請書、学生用ロッカー使用願、駐車場利用許可申請書等

＜性別記載のあるもの＞

学生寮入居申込書、国際学生寮学生役職者応募申請書

⑤ 性別の変更

戸籍上の性別を変更した場合は、学籍簿上の性別情報の変更が必要ですので、教務・学部運営室へ申し出てください。

(2) 授業について

① 体育実技の履修、更衣室

ア 履修

全学共通系科目「体育実技」に男女別の種目はありませんが、相談したいことがある場合は、事前に、担当教員又は教務・学部運営室（担当教員が非常勤講師の場合を含む。）へご相談ください。

イ 更衣室

今後、男女別更衣室以外でも更衣ができるよう、順次、多目的トイレへのフィッティングボード（着替え台）の整備を進めていく予定です。

フィッティングボードでは更衣が難しい場合や別の対応を希望する場合は、事前に、担当教員又は教務・学部運営室（担当教員が非常勤講師の場合を含む。）へご相談ください。

② 学外実習の履修

学外実習でのトイレや更衣室、服装等について心配事がある場合、実習先の状況等により希望に添えない場合もありますが、事前に、実習を担当する教員又は教務・学部運営室（担当教員が非常勤講師の場合を含む。）へご相談ください。

③ 授業でのグループ分け

授業でグループ分けする場合、性別でのグループ分けが不必要に行われることがないように周知します。

④ 授業等における呼称

授業等における呼称について、性別で使い分けすることはせず、共通の敬称「～さん」に統一することを全教職員に周知します。

性別によって呼称に使い分けがある外国語（例えば英語やフランス語）の授業においては、本人の希望に沿った呼称にすることができます。希望は、事前に、担当教員（担当教員が非常勤講師の場合は科目責任者）へご相談ください。

(3) 学生生活について

① 多目的トイレ

男女別のトイレが使用しづらい場合は、誰でも使用できる多目的トイレを使用してください。多目的であることが判るよう多目的トイレの表示の改善を進めています。学内の多目的トイレの場所は、大学のホームページの施設案内のページの多目的トイレマップに記載しています。

大学ホームページ>MENU>大学について>大学紹介>施設案内

<https://www.hiroshima-cu.ac.jp/aboutus/facility-info/>

② 健康診断

申し出により、受診時間帯や個別受診等について調整します。事前に、保健室へご相談ください。

③ 学生寮

学生寮・国際学生寮は、男女別の棟・ユニットに分かれています。部屋割りや施設の使用等については、学生支援室へご相談ください。

④ 入学式・卒業式の服装や身なり

ダイバーシティ推進の観点から、アイデンティティに基づいて入学式・卒業式に相応しいと考える服装や身なりで参加することができます。相談したいことがある場合は、総務室へご相談ください。

(4) 就職活動等について

インターンシップや就職活動時、就職後の不安をはじめ、SOGIESC を踏まえたキャリア全般に関することについては、キャリアセンターへご相談ください。キャリアアドバイザーと一緒に考えていきます。

(5) 留学等について

留学先や語学研修先での生活環境や学習支援体制などに不安がある場合や、サポートを希望するときは、国際センター（国際交流推進センター、語学センター）や参加したいプログラムを企画している教職員へご相談ください。各プログラムの企画元や協定校によって受け入れ状況等が異なるため、希望に添えない場合もありますが、できる限り

のサポートを行います。

2 教職員の皆さんへ

(1) 氏名、性別の情報と管理について

① 氏名の変更

教職員の氏名は、本名（戸籍上の氏名）の使用を原則としています。ただし、法令等により制限されている場合を除き、旧姓又は通称（戸籍上（外国人の場合は在留カードやパスポート）の氏名又は旧姓でないが自他共に認め一般に通用し、その使用に当たって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏若しくは名）を使用することができます。詳細は、総務室へご相談ください。

② 性別情報の取扱い

本人の意図しない形で性別情報が広められることがないように、慎重に取り扱います。

③ 性別の変更

戸籍上の性別を変更した場合は、教職員情報管理システムの性別情報の変更が必要ですので、総務室へ申し出てください。

(2) 福利厚生について

婚姻によらないパートナーがいる教職員が、配偶者がいる教職員と同様に次の福利厚生制度（広島市及び公立学校共済組合の制度を除く。）を受けることができるよう学内規定の整備を検討していきます。

休暇制度（特別休暇）、休業制度（育児・介護・配偶者同行）、諸手当（扶養・住居・単身赴任）

(3) 環境整備について

多目的トイレの場所や多目的トイレへのフィッティングボード（着替え台）の整備については、前記「学生の皆さんへ」をご参照ください。

3 カミングアウトとアウティング

(1) 定義

① カミングアウトとは

「カミングアウト」とは、coming out of the closet を短縮した言葉で、「これまで公にしていなかった自分の秘密を話すこと」を意味します。自分の秘密とは、出生や病状などさまざまありますが、セクシュアル・マイノリティであることも含まれます。反対に、カミングアウトせずにいる状態を「クローゼット」と言います。

セクシュアル・マイノリティの方々への差別や偏見が未だ根強い中で、自らがセクシュアル・マイノリティであることをカミングアウトすることは重い決断であるだけでなく、大きなリスクも伴います。カミングアウトの主体はあくまで本人です。本人の判断で、本人の望むタイミングで、本人の望む範囲で行うべきものです。

② アウティングとは

自らがセクシュアリティについて他者に話すことは「カミングアウト」ですが、同意なしに他人のセクシュアリティを勝手に言いふらすことを「アウティング」と呼びます。①のように自らのセクシュアリティを他人に話すことは、本人にとって大切な行為であり、大きなリスクも伴います。

希望も同意もしていない他者のセクシュアリティを勝手に言いふらすことは絶対に許されません。たとえ悪意がなく、よかれと思った発言であっても、結果的にアウ

ティングに繋がる場合があります。

また、たとえば、友人が LGBT 等ではないかと思った場合、「私は LGBT 等への差別や偏見を持たないから、良かったら打ち明けて」とカミングアウトを勧める行為も、アウトティングに繋がる危険を伴います。

(2) 対応

① カミングアウトを受けた場合

秘密を打ち明けられたとき、戸惑いを感じる人も多くいると思います。カミングアウトを受けたときには、まずは相手の気持ちを受け止めましょう。

カミングアウトを受けた後、重く受け止め誰かに相談したくなるかもしれませんが、「誰にも言わないでほしい」と言われていたとしても、守秘義務のある相談窓口にご相談することができます。その際、「誰から受けた」と話さないこともできます。カミングアウトを受け、どうすればよいかわからないとき、何か気になることがあるときには、心と身体の相談センターへご相談ください。

② アウティングをされた場合（セクシュアル・マイノリティ当事者の方へ）

誰かにアウティングをされたとき、自分だけですぐにアウティングをした相手に抗議したり、どこまで知られてしまったのかを確認したりしたくなるものです。しかしながら、そうした場合に、結果的に情報がさらに拡散されることも考えられます。アウティングをされた場合は、ハラスメント相談室へご相談ください。状況、当事者本人の意向等を聴きながら、どう対応するか一緒に考えていきます。ハラスメント相談室だけでは対応できないと考えられる場合は、本人の了解を得た上で、守秘義務のある学内関係者と協議します。

4 理解増進について

性の多様性に関する理解を増進するため、ホームページ開設やパンフレット配付を行うほか、教職員を対象とした研修等を継続的に実施するとともに、さまざまな機会を捉え学生を対象とした研修等を実施します。

5 相談窓口

性的指向・性自認等に関する手続きや困りごとに関する相談窓口では、本学に在籍する学生・教職員を対象として、本ガイドラインに示した内容を中心に相談ができます。個別の状況等も異なり、希望に添えない場合もありますが、守秘義務のある担当者が相談を受け、その上でできる限りの対応をしますので、まずはご相談ください。

相談内容によっては、学内の他の相談窓口を紹介したり、関係者が連携して対応することもあります。その範囲や内容については、あらかじめ本人の意向を確認した上で進めます。

相談窓口は次のとおりです。なお、どこに相談すればよいか迷ったり、不安がある場合には、総合相談窓口にご相談ください。

【総合相談窓口】 性の多様性支援グループ

E-mail : s-sougou@m.hiroshima-cu.ac.jp

<学生>

【学籍・授業に関する相談窓口】 教務・学部運営室

電話：082-830-1504

E-mail：s-kyomu@m.hiroshima-cu.ac.jp

【学生生活に関する相談窓口】 学生支援室

電話：082-830-1522

E-mail：s-gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp

【トラブルに関する相談窓口】 ハラスメント相談室

E-mail：s-soudan@m.hiroshima-cu.ac.jp

【悩みに関する相談窓口】 心と身体の相談センター

電話：082-830-1510

E-mail：s-health@m.hiroshima-cu.ac.jp

<教職員>

【各種手続き、福利厚生等の相談窓口】 総務室

電話：082-830-1534

E-mail：s-shomu@m.hiroshima-cu.ac.jp

【トラブルに関する相談窓口】 ハラスメント相談室

E-mail：s-soudan@m.hiroshima-cu.ac.jp

【悩みに関する相談窓口】 心と身体の相談センター

電話：082-830-1510

E-mail：s-health@m.hiroshima-cu.ac.jp

<参考（学外の相談窓口）>

【エソール広島 LGBT 電話相談】 電話 082-207-3130

毎週土曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く。）

<https://essor.or.jp/pages/26/>

第3 本学の取組体制等

このガイドラインに基づき教職員が適切に対応するための基本的事項を「広島市立大学性の多様性に関する教職員の対応に関する要綱」として定めています。

<主な内容>

- ・関係教職員で構成する「性の多様性支援グループ」がガイドラインに掲げた取組を推進。
- ・必要に応じて「性の多様性支援グループ」に相談への対応等に関する協議体を設置。
また、トラブル等への対応で必要があるときはハラスメント防止委員会等で審議。
- ・相談者の事前了解を得た上で、前記の協議体等で協議すること。
- ・相談・対応や協議等に携わる教職員の守秘義務。

(参考)

- ・内閣府HP「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進」（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律その他）

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>